

議案第46号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)」を「、マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)」に改める。

第5条第1項第4号中「第14項」を「第80項」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「及び完了検査申請手数料」を「、完了検査申請手数料及び既存建築物の移転に対する制限の緩和に係る認定申請手数料」に改め、「第12項まで」の次に「及び第63項」を加える。

別表第2第1項中「第70項ア」を「第71項金額の欄ア及び第76項金額の欄ア」に改め、同表中第82項を第88項とし、第74項から第81項までを6項ずつ繰り下げ、第73項を第74項とし、同項の次に次の5項を加える。

75	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 (ア) 一戸建ての住宅 5,000円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 94,000円 (ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住
----	---	-------------------------	--

			<p>宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第8条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 135,000円</p>
--	--	--	--

			<p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 230,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 330,000円</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 432,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 616,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 759,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 898,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1,024,000円</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円</p>
--	--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 171,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 277,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 362,000円 e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 435,000円 f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 510,000円
76	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>前項に規定する合算して得た金額に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た金額</p> <p>ア 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 7,000円 (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 14,000円 (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 24,000円 (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 31,000円 (オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 58,000円 (カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 78,000円

			<p>(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 235,000円</p> <p>(ク) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 420,000円</p> <p>(ケ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 777,000円</p> <p>イ 建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 昇降機を設置するもの((イ)に掲げるものを除く。) 1基ごとに14,000円(小荷物専用昇降機については、5,000円)</p> <p>(イ) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの 1基ごとに7,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)</p> <p>ウ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 申請に係る構造計算適合性判定を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 判定対象床面積が1,000平方メートル以内のもの</p> <p>a b以外のもの 171,480円</p> <p>b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 118,560円</p> <p>(イ) 判定対象床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p> <p>a b以外のもの 228,720円</p> <p>b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 147,720円</p> <p>(ウ) 判定対象床面積が2,000平方メ</p>
--	--	--	--

			<p>ートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>a b以外のもの 262,200円</p> <p>b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 161,760円</p> <p>(エ) 判定対象床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</p> <p>a b以外のもの 346,440円</p> <p>b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 204,960円</p> <p>(オ) 判定対象床面積が50,000平方メートルを超えるもの</p> <p>a b以外のもの 636,960円</p> <p>b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 347,520円</p>
77	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 2,500円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 11,500円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 26,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 47,000円</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれ</p>

			<p>ぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,500円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 47,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 74,500円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 94,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 117,500円</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 67,500円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>
--	--	--	--

			<p>もの 115,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 165,000円</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 216,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 308,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 379,500円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 449,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 512,000円</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のも</p>
--	--	--	--

			<p>の 85,500円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,500円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 181,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 217,500円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 255,000円</p>
78	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	第76項金額の欄アの額に、前項に規定する合算して得た金額を加算し、第76項金額の欄イ又はウに掲げる場合は、それぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た金額
79	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部</p>

	<p>一消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>		<p>分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 94,000円</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p>
--	----------------------------	--	---

			<p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 135,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 230,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 330,000円</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>
--	--	--	--

			<p>もの 121,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 183,000円</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 432,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 616,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 759,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 898,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1,024,000円</p> <p>オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>
--	--	--	--

			の 171,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 277,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 362,000円 e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 435,000円 f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 510,000円
--	--	--	---

別表第2第72項中「第70項金額の欄ア」を「第71項金額の欄ア」に、「第70項金額の欄イ」を「第71項金額の欄イ」に改め、同項を同表第73項とし、同表中第71項を第72項とし、第70項を第71項とし、同表第69項中「第71項ア」を「第72項金額の欄ア」に、「第71項」を「第72項」に改め、同項を同表第70項とし、同表中第68項を第69項とし、第67項を第68項とし、同表第66項中「第64項金額の欄ア」を「第65項金額の欄ア」に、「第64項金額の欄イ」を「第65項金額の欄イ」に改め、同項を同表第67項とし、同表第65項金額の欄を次のように改める。

ア 変更後の長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

(ア) 一戸建ての住宅 新築の場合 3,000円 増築又は改築の場合 5,000円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

a 床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)が500平方メートル以内のもの 新築の場合 6,500円 増築又は改築の場合 10,500円

b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 新築の場合 12,000円 増築又は改築の場合 18,500円

c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 新築の場合 17,500円 増築又は改築の場合 27,000円

d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 新築の場合 32,500円 増築又は改築の場合 50,500円

- e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 新築の場合 56,000円 増築又は改築の場合 87,000円
 - f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 新築の場合 92,500円 増築又は改築の場合 143,500円
 - g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 新築の場合 114,000円 増築又は改築の場合 176,500円
 - h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 新築の場合 121,500円 増築又は改築の場合 188,500円
- イ 変更後の長期優良住宅建築等計画が品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写しが提出された場合
- (ア) 一戸建ての住宅 11,500円
 - (イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
 - a 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 36,000円
 - b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 56,000円
 - c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 103,500円
 - d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 175,000円
 - e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 267,500円
 - f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 484,500円
 - g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 660,500円
 - h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 798,500円
- ウ ア又はイ以外の場合
- (ア) 一戸建ての住宅 新築の場合 28,500円 増築又は改築の場合 42,500円
 - (イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
 - a 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 新築の場合 63,500円 増築又は改築の場合 97,000円

- b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 新築の場合 100,000円 増築又は改築の場合 153,000円
- c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 新築の場合 194,500円 増築又は改築の場合 299,500円
- d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 新築の場合 346,000円 増築又は改築の場合 534,000円
- e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 新築の場合 592,500円 増築又は改築の場合 916,000円
- f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 新築の場合 1,093,500円 増築又は改築の場合 1,692,000円
- g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 新築の場合 1,561,500円 増築又は改築の場合 2,416,000円
- h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 新築の場合 1,912,000円 増築又は改築の場合 2,959,500円

別表第2中第65項を第66項とし、第64項を第65項とし、同表第63項金額の欄を次のように改める。

ア 長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。第66項において同じ。)が提出された場合

(ア) 一戸建ての住宅 新築の場合 6,000円 増築又は改築の場合 10,000円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を、申請にかかる住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下この項から第67項までにおいて「申請住戸数」という。)で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)

- a 床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)が500平方メートル以内のもの 新築の場合 13,000円 増築又は改築の場合 21,000円
- b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 新築の場合 24,000円 増築又は改築の場合 37,000円
- c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 新築の場合 35,000円 増築又は改築の場合 54,000円

- d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 新築の場合 65,000円 増築又は改築の場合 101,000円
 - e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 新築の場合 112,000円 増築又は改築の場合 174,000円
 - f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 新築の場合 185,000円 増築又は改築の場合 287,000円
 - g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 新築の場合 228,000円 増築又は改築の場合 353,000円
 - h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 新築の場合 243,000円 増築又は改築の場合 377,000円
- イ 長期優良住宅建築等計画が品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。第66項において同じ。)の写しが提出された場合
- (ア) 一戸建ての住宅 23,000円
 - (イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
 - a 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 72,000円
 - b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 112,000円
 - c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 207,000円
 - d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 350,000円
 - e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 535,000円
 - f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 969,000円
 - g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1,321,000円
 - h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 1,597,000円
- ウ ア又はイ以外の場合
- (ア) 一戸建ての住宅 新築の場合 57,000円 増築又は改築の場合 85,000円
 - (イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住

戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

- a 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 新築の場合 127,000円 増築又は改築の場合 194,000円
- b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 新築の場合 200,000円 増築又は改築の場合 306,000円
- c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 新築の場合 389,000円 増築又は改築の場合 599,000円
- d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 新築の場合 692,000円 増築又は改築の場合 1,068,000円
- e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 新築の場合 1,185,000円 増築又は改築の場合 1,832,000円
- f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 新築の場合 2,187,000円 増築又は改築の場合 3,384,000円
- g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 新築の場合 3,123,000円 増築又は改築の場合 4,832,000円
- h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 新築の場合 3,824,000円 増築又は改築の場合 5,919,000円

別表第2第63項を第64項とし、第62項の次に次の1項を加える。

63	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号の規定に基づく既存建築物の移転の認定の申請に対する審査	既存建築物の移転に対する制限の緩和に係る認定申請手数料	27,000円
----	--	-----------------------------	---------

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

建築基準法及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則等の一部改正

並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、この案を提出するものであります。